

第Ⅲ部 計画の基本的な考え方【総論】

第2章 目指すまちのすがたを実現し、切れ目のない支援を推進するための重点項目

重点 4 特別な支援を要する子ども・若者やその家庭への支援

2 「子どもの最善の利益」の実現に向けた取組の推進

【現状・課題・今後の方向性】

近年、児童虐待相談・通告件数は全国的に増加の一途を辿り、児童虐待の根絶に向け、学校や地域の関係機関との連携の強化や、虐待を受けた子どもへの重点的な支援の充実等が必要となっています。

また、様々な事情により親と暮らすことができず、児童養護施設等に入所している子どもの数は、平成29年度末現在412人となっており、当該施設においては、子どもの「安心感」「自己肯定感」「特定の大人との信頼感」を育むため、小規模かつ地域に根ざした、より家庭的な養育を推進しているところです。

このような状況の中、平成29年8月に、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が国において取りまとめられ、「子どもの最善の利益」を追求することが求められています。

こうした現状を踏まえ、本市においては、児童虐待対策の機能強化をはかるとともに、里親委託の推進、児童養護施設等の高機能化及び多機能化等の取組を実施することにより、「子どもの最善の利益」を実現していきます。

【主な取組】

1 児童虐待対策の推進

- ・ 児童相談所での、子どもの安全を確保するための児童虐待への早期対応や、虐待を受けた子どもたちへのケアや自立に向けた支援を行っていきます。
- ・ 各区役所・支所子どもはぐくみ室での、子育て支援施策等の活用や子育て支援機関等との連携による、子育てに課題や困りを抱える家庭への、地域ぐるみの身近で寄り添った支援を行っていきます。
- ・ 児童相談所、各区役所・支所子どもはぐくみ室、学校等所属機関、警察、青少年活動センター等との連携を強化し、早期段階での把握、対応を行っていきます。

2 社会的養育の推進

社会的養育を必要とする児童について、児童福祉法に規定される家庭養育優先の原則の下、児童それぞれが置かれている養育環境に応じた、適切な支援を行うために、児童相談所におけるマッチング機能の強化を行うとともに、施設・里親それぞれの体制強化を行っていきます。加えて、地域で生活する児童の支援体制強化を行っていきます。

第Ⅳ部 計画の内容 【各論】

第2章 特別な支援が必要な子ども・若者とその家族への支援



2 児童虐待対策・少年非行対策，社会的養育の推進

【現状・課題・今後の方向性】

本市においては、これまでから、児童相談所等の体制や機能強化を行い、児童虐待根絶や少年非行対策に向けた取組を行ってきましたが、児童虐待相談・通告件数の全国的な増加や、重症事例の発生等、さらなる取組の強化が必要となっています。

また、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化や里親委託の推進等により、社会的養育の推進に向けた取組を行ってきましたが、国において取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」では、里親委託の一層の推進、施設の機能転換が求められる等、大きな転機を迎えています。

こうした状況を踏まえ、児童相談所等の機能強化、学校や地域の関係機関等との連携強化、里親委託の推進、児童養護施設等の高機能化及び多機能化等の推進により、切れ目のない支援を行うことで、「子どもの最善の利益」を実現していきます。

(1) 児童虐待対策の推進

児童虐待を根絶し、すべての子どもの命を徹底的に守り抜き、健やかに育む社会を実現するため、学校や地域の関係機関と連携した「課題や困りごとを抱えた家庭への寄り添い支援」と、「子どもの安全確保と虐待を受けた子どもへの重点的な支援」の両方の充実を図ります。

【主な取組】

- ・ 児童虐待対策の機能強化
- ・ 子どもはぐくみ室の専門性の向上
- ・ 児童相談所の専門性の向上と体制強化
- ・ 子ども虐待防止アクティブチーム等による総合的かつ系統的な対応
- ・ 保護者支援、家族再統合の取組の充実
- ・ 児童相談所、警察、学校や地域の関係機関及び司法との連携強化
- ・ 要保護児童対策地域協議会の運営と機能強化
- ・ 児童虐待防止啓発のための広報及び民間団体等と協働した街頭啓発等の実施

(2) 少年非行対策の推進

少年非行については、児童相談所、各区役所・支所子どもはぐくみ室、学校等所属機関、警察、青少年活動センター等の連携のもと、早期段階での把握、対応を行うことで、犯罪防止、重症化及び再犯防止を図ります。

【主な取組】

- ・ 青少年を非行から守る活動や社会を明るくする運動などの地域の団体の取組の支援
- ・ 非行少年立ち直り支援プログラムの取組
- ・ 京都府警察（少年サポートセンター）で行う相談
- ・ 全市立小・中・高等学校における非行防止教室及び薬物乱用防止教室の実施等

(3) 社会的養育の推進

児童福祉法に規定される家庭養育優先の原則の下、社会的養育が必要な児童それぞれが置かれている養育環境に応じた適切な支援を行うために、児童相談所におけるマッチング機能の強化を図るとともに、施設・里親それぞれの体制の強化を行います。

児童養護施設等の施設については、小規模かつ地域分散化の更なる推進や、退所児童のアフターケアの充実や一時保護機能の拡充等、高機能化及び多機能化・機能転換を図るため、国による補助等を活用した取組を推進してまいります。

また、里親委託が必要な児童について、受入体制を整備するための包括的な実施体制を構築します。

加えて、地域で生活する児童の支援体制をより強化するために、身近な支援機関である各区役所・支所子どもはぐくみ室と、児童相談所や保育所・学校や地域の関係機関との更なる連携強化を図ります。

【主な取組】

- ・ すべての乳児院・児童養護施設における里親支援専門相談員の配置
- ・ 里親・ファミリーホームへの支援の推進（相談・研修の実施、ボランティア・レスパイトケアの受入等）
- ・ ファミリーホームの設置推進（里親等による開設の検討・実施）
- ・ 乳児院・児童養護施設等の高機能化及び多機能化・機能転換と小規模かつ地域分散化の推進
- ・ 退所児童のアフターケアの充実（雇用主との連携、訪問相談、サロン等）
- ・ 専門職員の配置推進（措置費加算等の活用）等